

V 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

鉄道の旅客運賃の上限設定認可（旅客会社、貨物会社以外）

登載月日 (告示月日)	事案番号	申請者	事案の内容
2月17日 (2月18日)	平17第4001号	首都圏新 都市鉄道 株式会社	1 普通旅客運賃 3キロメートルまで160円、3キロメートルを超え15キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに40円加算、15キロメートルを超え57キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに50円加算、57キロメートルを超え59キロメートルまで1,150円を最高額とする対キロ区間制の運賃とする。 2 定期旅客運賃（1か月） 次の割引率で算定した額を最高額とする運賃とする。 (1) 通勤定期旅客運賃 40% (2) 通学定期旅客運賃 60%